

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 12 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>運転免許課</td><td>自動車運転免許試験場 <u>県南自動車運転免許センター</u> <u>沿岸自動車運転免許センター</u> <u>県北自動車運転免許センター</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	課	内部組織	[略]		運転免許課	自動車運転免許試験場 <u>県南自動車運転免許センター</u> <u>沿岸自動車運転免許センター</u> <u>県北自動車運転免許センター</u>	[略]		<p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>運転免許課</td><td>自動車運転免許試験場 <u>盛岡運転免許センター</u> <u>県南運転免許センター</u> <u>沿岸運転免許センター</u> <u>県北運転免許センター</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	課	内部組織	[略]		運転免許課	自動車運転免許試験場 <u>盛岡運転免許センター</u> <u>県南運転免許センター</u> <u>沿岸運転免許センター</u> <u>県北運転免許センター</u>	[略]	
課	内部組織																
[略]																	
運転免許課	自動車運転免許試験場 <u>県南自動車運転免許センター</u> <u>沿岸自動車運転免許センター</u> <u>県北自動車運転免許センター</u>																
[略]																	
課	内部組織																
[略]																	
運転免許課	自動車運転免許試験場 <u>盛岡運転免許センター</u> <u>県南運転免許センター</u> <u>沿岸運転免許センター</u> <u>県北運転免許センター</u>																
[略]																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この規則は、平成 18 年 5 月 8 日から施行する。